

育児休業給付の内容と 支給申請手続

被保険者・事業主の皆さまへ

2023（令和5）年8月1日改訂版

雇用保険の被保険者の方が、子の出生後8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度として、**産後パパ育休（出生時育児休業・2回まで分割取得できます）**を取得した場合、一定の要件を満たすと「**出生時育児休業給付金**」の支給を受けることができます。⇒**2頁～6頁**

雇用保険の被保険者の方が、原則1歳未満の子を養育するために**育児休業（2回まで分割取得できます）**を取得した場合、一定の要件を満たすと「**育児休業給付金**」の支給を受けることができます。⇒**7頁～16頁**



都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

1 出生時育児休業給付金

(1) 支給要件

- ① 子の誕生日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間（28日）以内の期間を定めて、当該子を養育するための産後パパ育休（出生時育児休業）を取得した被保険者であること（2回まで分割取得可）。

出生時育児休業給付金の対象は、以下のア及びイいずれにも該当する休業です。

ア 被保険者が初日と末日を明らかにして行った申出に基づき、事業主が取得を認めた休業。

イ 「誕生日または出産予定日のうち早い日」から「誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間内に4週間（28日）の範囲で取得されたもの。

- ・ 産後休業（誕生日の翌日から8週間）は出生時育児休業給付金の対象外です。
- ・ 出生時育児休業給付金の対象となるには、出生時育児休業の初日から末日まで被保険者である必要があります。
- ・ 男性が出生時育児休業を取得する場合は、配偶者の出産予定日または子の誕生日のいずれか早い日から出生時育児休業給付金の対象となります。⇒ 例1、2参照
- ・ 被保険者とは、一般被保険者と高年齢被保険者をいいます。

- ② 休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。

育児休業給付金と同じ要件です（7頁参照）。

- ③ 休業期間中の就業日数が、最大10日（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）以下であること。

「最大10日」は、28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。

休業期間が28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります（3頁参照）。

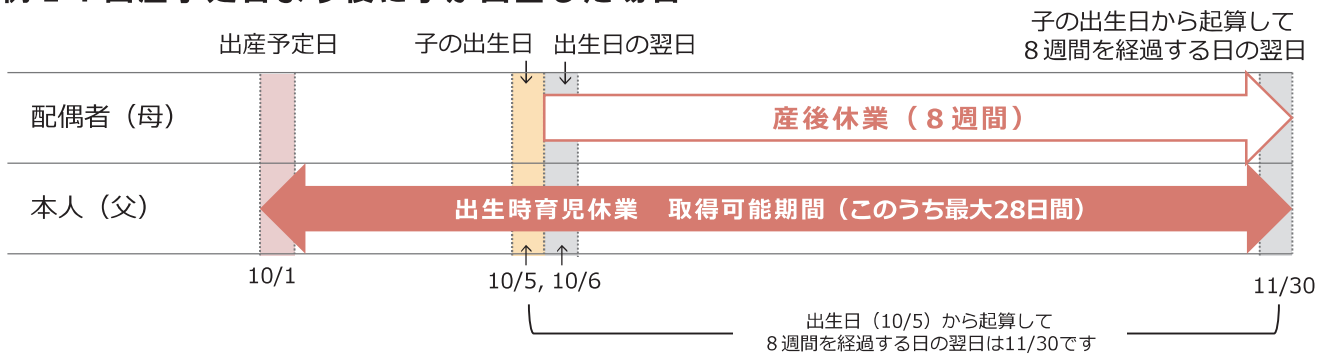
(期間を定めて雇用される方の場合)

- ④ 子の誕生日※1から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、その労働契約の期間※2が満了することが明らかでないこと。

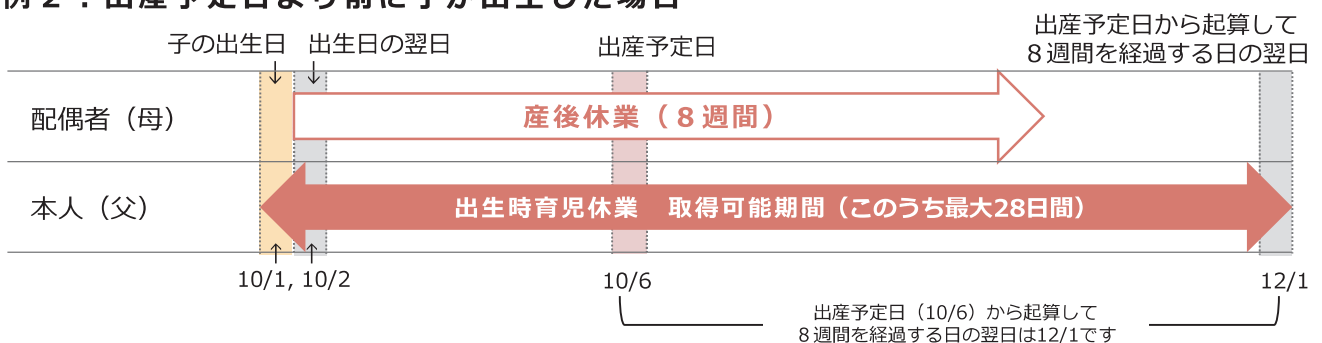
※1 出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日

※2 労働契約が更新される場合は更新後のもの

例1：出産予定日より後に子が出生した場合



例2：出産予定日より前に子が出生した場合



ご注意ください 出生時育児休業給付金の対象とならないケース

例 3 : 出生時育児休業を 3 回に分けて取得した場合の 3 回目の休業



例 4 : 出生時育児休業を 28 日間を超えて取得した場合の超過分の休業



3 回目の出生時育児休業 (例 3) や、28 日を超えた分の出生時育児休業 (例 4) について、被保険者と事業主との間で育児休業に振り替える旨合意すれば、育児休業給付金として支給申請することができます。

休業中の就業可能日数 / 時間数の取扱い

出生時育児休業給付金の支給対象期間中、最大 10 日 (10 日を超える場合は 80 時間) まで就業することが可能です。

休業期間が 28 日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。⇒ 例 5・6 参照

例 : 14 日間の休業 ⇒ 最大 5 日 (5 日を超える場合は 40 時間)

10 日間の休業 ⇒ 最大 4 日 (4 日を超える場合は約 28.57 時間)

[$10 \text{日} \times 10 / 28 \div 3.57$ (端数切り上げ) ⇒ 4 日、 $80 \text{時間} \times 10 / 28 \div 28.57 \text{時間}$ (端数処理なし)]

例 5 - 1 : 28 日の出生時育児休業期間中、14 日間 (1 日 8 時間) 就業した場合

休業開始日	2~6 日目 (5 日間)	7・8 日目	9~13 日目 (5 日間)	14・15 日目	16~19 日目 (4 日間)	20~28 日目
休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業

28 日の出生時育児休業期間のうち、10 日 (10 日を超える場合は 80 時間) を超えて、**14 日 (112 時間) 就業しているため、全期間を通じて出生時育児休業給付金は不支給**となります。

例 5 - 2 : 出生時育児休業を分割して取得し、それぞれの期間を合計して 9 日間 (1 日 8 時間) 就業した場合

休業開始日	2~6 日目 (5 日間)	7・8 日目	休業開始日	2~5 日目 (4 日間)	6~15 日目
休業	就業	休業	休業	就業	休業

出生時育児休業 1 回目 (8 日間)

出生時育児休業 2 回目 (15 日間)

合計 23 日の出生時育児休業期間のうち、**9 日就業していますが、就業可能日数※以下のため、出生時育児休業給付金は支給**されません。

※ $10 \text{日} \times 23 / 28 \div 8.21$ (端数切り上げ) ⇒ 9 日

例6：出生時育児休業を10日間取得し、そのうち6日間部分就業した場合

	休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	休業終了日
本人	休業	4時間就業	休業	8時間就業	休業	4時間就業	休業	休業	4時間30分就業	休業
		休業	4時間就業			休業	4時間就業		休業	

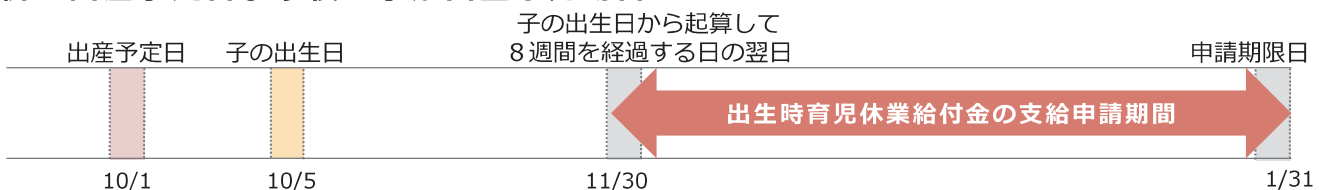
10日間の出生時育児休業を取得した場合、4日以下（4日を超える場合は28.57時間以下）の就業が可能です。このケースでは、計6日間、28時間（28時間30分から分単位の端数を切り捨て）の就業であるため、出生時育児休業給付金は支給されます。

(2) 支給申請期間

子の誕生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日から申請可能となり、当該日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までに「育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書」を提出する必要があります。

出生時育児休業は、同一の子について2回に分割して取得できますが、申請は1回にまとめて行います。その際、それぞれの休業期間、就業した日数・時間及び支払われた賃金額は、申請書の記載欄「支給期間その1」（12欄）～「支払われた賃金額」（15欄）と、「支給期間その2」（16欄）～「支払われた賃金額」（19欄）のそれぞれに記載してください（6頁参照）。

例：出産予定日より後に子が出生した場合



(3) 支給額

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額}^* \times \text{休業期間の日数} (28日\text{が上限}) \times 67\%$$

※ 育児休業給付金と同じです（10頁参照）

■ 出生時育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われた場合

支払われた賃金の額	支給額
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%以下	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×67%
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%超～80%未満	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×80%－賃金額
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の80%以上	支給されません

■ 休業開始時賃金日額の上限額

休業開始時賃金日額の上限額は15,430円となります（令和6年7月31日までの額）。

出生時育児休業給付金の支給上限額（休業28日）：15,430円×28日×67%＝289,466円

例：休業開始時の賃金日額は7,000円で、14日間の出生時育児休業を取得

- この期間に賃金が支払われていない場合
支給額＝7,000円×14日×67%＝65,660円
- この期間に3日就労して賃金21,000円が支払われた場合（支払われた賃金が休業開始時賃金日額×休業期間の日数の14%～79%）。
支給額＝78,400円－21,000円＝57,400円

$$\begin{aligned} &14日分の賃金日額の80\% \\ &= 7,000円 \times 14日 \times 80\% \\ &= 78,400円 \end{aligned}$$

ご注意ください 出生時育児休業期間を対象とした賃金の取扱い

「出生時育児休業期間を対象として事業主から支払われた賃金」とは、出生時育児休業期間を含む賃金月分として支払われた賃金のうち、次の額をいいます。

なお、育児休業給付金とは取扱いが異なります（11頁参照）のでご注意ください。

● 出生時育児休業期間に就労等した日数・時間に応じて支払われた額

就労した場合の賃金のほか、出生時育児休業期間に応じて支払われる手当等を含みます。なお、通勤手当、家族手当、資格等に依じた手当等が、就労等した日数・時間にかかわらず一定額が支払われている場合は含みません。

● 就業規則等で月給制等となっており、出生時育児休業期間を対象とした日数・時間が特定できない場合は、日割計算※をして得られた額（小数点以下切り捨て）

※ 「支払われた賃金額」×（「出生時育児休業取得日数」÷「出生時育児休業期間を含む賃金月の賃金支払対象期間の日数」）

（４） 受給資格確認・支給申請手続

出生時育児休業給付金の支給を受けるには、出生時育児休業を開始した被保険者を雇用している事業主の方が、以下の受給資格確認・支給申請の手続を行う必要があります。

提出者	被保険者を雇用している事業主
提出書類 ①②の両方	<p>① 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（14頁参照）</p> <p>② 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書（6頁参照）</p> <p>・出生時育児休業給付金の支給申請は、受給資格確認と同時に行う必要があります。</p> <p>・②の書類には、払渡希望金融機関の記入欄があります。以前に雇用保険の給付（例えば基本手当）の支給を受けていた方は、そのときの口座を使用することもできます。また、マイナポータルに公金受取口座を登録している方は、ハローワークに個人番号を届け出ている場合は、その口座を使用することもできます（公金受取口座の利用意思を明示いただくため、別途「払渡希望金融機関指定・変更届」の添付が必要です）。</p>
添付書類 ①②の両方	<p>① 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、育児休業申出書、育児休業取扱通知書など 出生時育児休業を開始・終了した日、賃金の額と支払状況を証明できるもの</p> <p>② 母子健康手帳（出生届出済証明のページと分娩予定日が記載されたページ）、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）など 育児の事実、出産予定日及び出生日を確認することができるもの（写し可）</p>
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク ※電子申請も利用できます
提出時期	<p>子の誕生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日から申請可能となり、当該日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日が提出期限</p> <p>・休業期間を対象とする賃金がある場合は、当該賃金が支払われた後に提出してください。</p>

- ・ 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書は、マイナンバーを記載して提出してください。
- ・ 出生時育児休業給付金は届け出た被保険者本人の金融機関の口座に、支給決定後約1週間で振り込まれます。
- ・ 受給資格がある場合
「出生時育児休業給付金支給決定通知書」が交付されます。
支給額が算定されたときは、支給額が記載され、不支給決定されたときは、不支給の理由が記載されます。
- ・ 受給資格がない場合
「育児休業給付受給資格否認通知書」が交付されます。
交付された「出生時育児休業給付金支給決定通知書」や「育児休業給付受給資格否認通知書」は、被保険者の方にお渡しください。

記載例：育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書

⇒「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」の記載例は14頁参照

令和4年10月3日から16日までと同月19日から25日までの2回に分割して出生時育児休業を取得し、それぞれ3日間と1日間、1日につき7時間就業し収入があった場合の記載例

第101条の33関係（第1面）
育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書
(必ず第2面の注意事項をよく読んでから記入してください。)

1. 被保険者番号
10407 5050-9999999-9 4-240401

2. 産期開始年月日
4-240401

3. 被保険者氏名
フリガナ(カタカナ)
育児 パパ

4. 加入番号
1300-765432-1

5. 育児休業開始年月日
5-041003

6. 出生年月日
5-041010

7. 出産予定日
5-041003

8. 出生時育児休業期間
5-041003

9. 給付決定の住所(郵便番号)
100-8988

10. 給付決定の住所(市区町村)
東京都千代田区霞が関

11. 給付決定の住所(丁目・番地)
1の2の3

12. 給付決定の住所(マンション・アパート・ワンルーム)
100-8988

13. 就業開始年月日
5-041003

14. 就業時間
3

15. 就業時間
21

16. 就業時間
210009

17. 就業時間
5-041019

18. 就業時間
1

19. 就業時間
7

20. 就業時間
7000

21. 就業時間
1

22. 就業時間
7

23. 就業時間
7000

24. 就業時間
1

25. 就業時間
7

26. 就業時間
7000

27. 就業時間
1

28. 就業時間
7

29. 就業時間
7000

30. 就業時間
1

31. 就業時間
7

32. 就業時間
7000

33. 就業時間
1

34. 就業時間
7

35. 就業時間
7000

36. 就業時間
1

37. 就業時間
7

38. 就業時間
7000

39. 就業時間
1

40. 就業時間
7

41. 就業時間
7000

42. 就業時間
1

43. 就業時間
7

44. 就業時間
7000

45. 就業時間
1

46. 就業時間
7

47. 就業時間
7000

48. 就業時間
1

49. 就業時間
7

50. 就業時間
7000

51. 就業時間
1

52. 就業時間
7

53. 就業時間
7000

54. 就業時間
1

55. 就業時間
7

56. 就業時間
7000

57. 就業時間
1

58. 就業時間
7

59. 就業時間
7000

60. 就業時間
1

61. 就業時間
7

62. 就業時間
7000

63. 就業時間
1

64. 就業時間
7

65. 就業時間
7000

66. 就業時間
1

67. 就業時間
7

68. 就業時間
7000

69. 就業時間
1

70. 就業時間
7

71. 就業時間
7000

72. 就業時間
1

73. 就業時間
7

74. 就業時間
7000

75. 就業時間
1

76. 就業時間
7

77. 就業時間
7000

78. 就業時間
1

79. 就業時間
7

80. 就業時間
7000

81. 就業時間
1

82. 就業時間
7

83. 就業時間
7000

84. 就業時間
1

85. 就業時間
7

86. 就業時間
7000

87. 就業時間
1

88. 就業時間
7

89. 就業時間
7000

90. 就業時間
1

91. 就業時間
7

92. 就業時間
7000

93. 就業時間
1

94. 就業時間
7

95. 就業時間
7000

96. 就業時間
1

97. 就業時間
7

98. 就業時間
7000

99. 就業時間
1

100. 就業時間
7

101. 就業時間
7000

102. 就業時間
1

103. 就業時間
7

104. 就業時間
7000

105. 就業時間
1

106. 就業時間
7

107. 就業時間
7000

108. 就業時間
1

109. 就業時間
7

110. 就業時間
7000

111. 就業時間
1

112. 就業時間
7

113. 就業時間
7000

114. 就業時間
1

115. 就業時間
7

116. 就業時間
7000

117. 就業時間
1

118. 就業時間
7

119. 就業時間
7000

120. 就業時間
1

121. 就業時間
7

122. 就業時間
7000

123. 就業時間
1

124. 就業時間
7

125. 就業時間
7000

126. 就業時間
1

127. 就業時間
7

128. 就業時間
7000

129. 就業時間
1

130. 就業時間
7

131. 就業時間
7000

132. 就業時間
1

133. 就業時間
7

134. 就業時間
7000

135. 就業時間
1

136. 就業時間
7

137. 就業時間
7000

138. 就業時間
1

139. 就業時間
7

140. 就業時間
7000

141. 就業時間
1

142. 就業時間
7

143. 就業時間
7000

144. 就業時間
1

145. 就業時間
7

146. 就業時間
7000

147. 就業時間
1

148. 就業時間
7

149. 就業時間
7000

150. 就業時間
1

151. 就業時間
7

152. 就業時間
7000

153. 就業時間
1

154. 就業時間
7

155. 就業時間
7000

156. 就業時間
1

157. 就業時間
7

158. 就業時間
7000

159. 就業時間
1

160. 就業時間
7

161. 就業時間
7000

162. 就業時間
1

163. 就業時間
7

164. 就業時間
7000

165. 就業時間
1

166. 就業時間
7

167. 就業時間
7000

168. 就業時間
1

169. 就業時間
7

170. 就業時間
7000

171. 就業時間
1

172. 就業時間
7

173. 就業時間
7000

174. 就業時間
1

175. 就業時間
7

176. 就業時間
7000

177. 就業時間
1

178. 就業時間
7

179. 就業時間
7000

180. 就業時間
1

181. 就業時間
7

182. 就業時間
7000

183. 就業時間
1

184. 就業時間
7

185. 就業時間
7000

186. 就業時間
1

187. 就業時間
7

188. 就業時間
7000

189. 就業時間
1

190. 就業時間
7

191. 就業時間
7000

192. 就業時間
1

193. 就業時間
7

194. 就業時間
7000

195. 就業時間
1

196. 就業時間
7

197. 就業時間
7000

198. 就業時間
1

199. 就業時間
7

200. 就業時間
7000

201. 就業時間
1

202. 就業時間
7

203. 就業時間
7000

204. 就業時間
1

205. 就業時間
7

206. 就業時間
7000

207. 就業時間
1

208. 就業時間
7

209. 就業時間
7000

210. 就業時間
1

211. 就業時間
7

212. 就業時間
7000

213. 就業時間
1

214. 就業時間
7

215. 就業時間
7000

216. 就業時間
1

217. 就業時間
7

218. 就業時間
7000

219. 就業時間
1

220. 就業時間
7

221. 就業時間
7000

222. 就業時間
1

223. 就業時間
7

224. 就業時間
7000

225. 就業時間
1

226. 就業時間
7

227. 就業時間
7000

228. 就業時間
1

229. 就業時間
7

230. 就業時間
7000

231. 就業時間
1

232. 就業時間
7

233. 就業時間
7000

234. 就業時間
1

235. 就業時間
7

236. 就業時間
7000

237. 就業時間
1

238. 就業時間
7

239. 就業時間
7000

240. 就業時間
1

241. 就業時間
7

242. 就業時間
7000

243. 就業時間
1

244. 就業時間
7

245. 就業時間
7000

246. 就業時間
1

247. 就業時間
7

248. 就業時間
7000

249. 就業時間
1

250. 就業時間
7

251. 就業時間
7000

252. 就業時間
1

253. 就業時間
7

254. 就業時間
7000

255. 就業時間
1

256. 就業時間
7

257. 就業時間
7000

258. 就業時間
1

259. 就業時間
7

260. 就業時間
7000

261. 就業時間
1

262. 就業時間
7

263. 就業時間
7000

264. 就業時間
1

265. 就業時間
7

266. 就業時間
7000

267. 就業時間
1

268. 就業時間
7

269. 就業時間
7000

270. 就業時間
1

271. 就業時間
7

272. 就業時間
7000

273. 就業時間
1

274. 就業時間
7

275. 就業時間
7000

276. 就業時間
1

277. 就業時間
7

278. 就業時間
7000

279. 就業時間
1

280. 就業時間
7

281. 就業時間
7000

282. 就業時間
1

283. 就業時間
7

284. 就業時間
7000

285. 就業時間
1

286. 就業時間
7

287. 就業時間
7000

288. 就業時間
1

289. 就業時間
7

290. 就業時間
7000

291. 就業時間
1

292. 就業時間
7

293. 就業時間
7000

294. 就業時間
1

295. 就業時間
7

296. 就業時間
7000

297. 就業時間
1

298. 就業時間
7

299. 就業時間
7000

300. 就業時間
1

301. 就業時間
7

302. 就業時間
7000

303. 就業時間
1

304. 就業時間
7

305. 就業時間
7000

306. 就業時間
1

307. 就業時間
7

308. 就業時間
7000

309. 就業時間
1

310. 就業時間
7

311. 就業時間
7000

312. 就業時間
1

313. 就業時間
7

314. 就業時間
7000

315. 就業時間
1

316. 就業時間
7

317. 就業時間
7000

318. 就業時間
1

319. 就業時間
7

320. 就業時間
7000

321. 就業時間
1

322. 就業時間
7

323. 就業時間
7000

324. 就業時間
1

325. 就業時間
7

326. 就業時間
7000

327. 就業時間
1

328. 就業時間
7

329. 就業時間
7000

330. 就業時間
1

331. 就業時間
7

332. 就業時間
7000

333. 就業時間
1

334. 就業時間
7

335. 就業時間
7000

336. 就業時間
1

337. 就業時間
7

338. 就業時間
7000

339. 就業時間
1

340. 就業時間
7

341. 就業時間
7000

342. 就業時間
1

343. 就業時間
7

344. 就業時間
7000

345. 就業時間
1

346. 就業時間
7

347. 就業時間
7000

348. 就業時間
1

349. 就業時間
7

350. 就業時間
7000

351. 就業時間
1

352. 就業時間
7

353. 就業時間
7000

354. 就業時間
1

355. 就業時間
7

356. 就業時間
7000

357. 就業時間
1

358. 就業時間
7

359. 就業時間
7000

360. 就業時間
1

361. 就業時間
7

362. 就業時間
7000

363. 就業時間
1

364. 就業時間
7

365. 就業時間
7000

366. 就業時間
1

367. 就業時間
7

368. 就業時間
7000

369. 就業時間
1

370. 就業時間
7

371. 就業時間
7000

372. 就業時間
1

373. 就業時間
7

374. 就業時間
7000

375. 就業時間
1

376. 就業時間
7

377. 就業時間
7000

378. 就業時間
1

379. 就業時間
7

380. 就業時間
7000

381. 就業時間
1

382. 就業時間
7

383. 就業時間
7000

384. 就業時間
1

385. 就業時間
7

386. 就業時間
7000

387. 就業時間
1

388. 就業時間
7

389. 就業時間
7000

390. 就業時間
1

391. 就業時間
7

392. 就業時間
7000

393. 就業時間
1

394. 就業時間
7

395. 就業時間
7000

396. 就業時間
1

397. 就業時間
7

398. 就業時間
7000

399. 就業時間
1

400. 就業時間
7

401. 就業時間
7000

402. 就業時間
1

403. 就業時間
7

404. 就業時間
7000

405. 就業時間
1

406. 就業時間
7

407. 就業時間
7000

408. 就業時間
1

409. 就業時間
7

410. 就業時間
7000

411. 就業時間
1

412. 就業時間
7

413. 就業時間
7000

414. 就業時間
1

415. 就業時間
7

416. 就業時間
7000

417. 就業時間
1

418. 就業時間
7

419. 就業時間
7000

420. 就業時間
1

421. 就業時間
7

422. 就業時間
7000

423. 就業時間
1

424. 就業時間
7

425. 就業時間
7000

426. 就業時間
1

427. 就業時間
7

428. 就業時間
7000

429. 就業時間
1

430. 就業時間
7

431. 就業時間
7000

432. 就業時間
1

433. 就業時間
7

434. 就業時間
7000

435. 就業時間
1

436. 就業時間
7

437. 就業時間
7000

438. 就業時間
1

439. 就業時間
7

440. 就業時間
7000

441. 就業時間
1

442. 就業時間
7

443. 就業時間
7000

444. 就業時間
1

445. 就業時間
7

446. 就業時間
7000

447. 就業時間
1

448. 就業時間
7

449. 就業時間
7000

450. 就業時間
1

451. 就業時間
7

452. 就業時間
7000

453. 就業時間
1

454. 就業時間
7

455. 就業時間
7000

456. 就業時間
1

457. 就業時間
7

458. 就業時間
7000

459. 就業時間
1

460. 就業時間
7

461. 就業時間
7000

462. 就業時間
1

463. 就業時間
7

464. 就業時間
7000

465. 就業時間
1

466. 就業時間
7

467. 就業時間
7000

468. 就業時間
1

469. 就業時間
7

470. 就業時間
7000

471. 就業時間
1

472. 就業時間
7

473. 就業時間
7000

474. 就業時間
1

475. 就業時間
7

476. 就業時間
7000

477. 就業時間
1

478. 就業時間
7

479. 就業時間
7000

480. 就業時間
1

481. 就業時間
7

482. 就業時間
7000

483. 就業時間
1

484. 就業時間
7

485. 就業時間
7000

486. 就業時間
1

487. 就業時間
7

488. 就業時間
7000

489. 就業時間
1

490. 就業時間
7

491. 就業時間
7000

492. 就業時間
1

493. 就業時間
7

494. 就業時間
7000

495. 就業時間
1

496. 就業時間
7

497. 就業時間
7000

498. 就業時間
1

499. 就業時間
7

500. 就業時間
7000

501. 就業時間
1

502. 就業時間
7

503. 就業時間
7000

504. 就業時間
1

505. 就業時間
7

506. 就業時間
7000

507. 就業時間
1

508. 就業時間
7

509. 就業時間
7000

510. 就業時間
1

511. 就業時間
7

512. 就業時間
7000

513. 就業時間
1

514. 就業時間
7

515. 就業時間
7000

516. 就業時間
1

517. 就業時間
7

518. 就業時間
7000

519. 就業時間
1

520. 就業時間
7

521. 就業時間
7000

522. 就業時間
1

523. 就業時間
7

524. 就業時間
7000

525. 就業時間
1

526. 就業時間
7

527. 就業時間
7000

528. 就業時間
1

529. 就業時間
7

530. 就業時間
7000

531. 就業時間
1

532. 就業時間
7

533. 就業時間
7000

534. 就業時間
1

535. 就業時間
7

536. 就業時間
7000

537. 就業時間
1

538. 就業時間
7

539. 就業時間
7000

540. 就業時間
1

541. 就業時間
7

542. 就業時間
7000

543. 就業時間
1

544. 就業時間
7

545. 就業時間
7000

546. 就業時間
1

547. 就業時間
7

548. 就業時間
7000

549. 就業時間
1

550. 就業時間
7

551. 就業時間
7000

552. 就業時間
1

553. 就業時間
7

554. 就業時間
7000

555. 就業時間
1

556. 就業時間
7

557. 就業時間
7000

558. 就業時間
1

559. 就業時間
7

560. 就業時間
7000

561. 就業時間
1

562. 就業時間
7

563. 就業時間
7000

564. 就業時間
1

565. 就業時間
7

566. 就業時間
7000

567. 就業時間
1

568. 就業時間
7

569. 就業時間
7000

570. 就業時間
1

571. 就業時間
7

572. 就業時間
7000

573. 就業時間
1

574. 就業時間
7

575. 就業時間
7000

576. 就業時間
1

577. 就業時間
7

578. 就業時間
7000

579. 就業時間
1

580. 就業時間
7

581. 就業時間
7000

582. 就業時間
1

583. 就業時間
7

584. 就業時間
7000

585. 就業時間
1

586. 就業時間
7

587. 就業時間
7000

588. 就業時間
1

589. 就業時間
7

590. 就業時間
7000

591. 就業時間
1

592. 就業時間
7

593. 就業時間
7000

594. 就業時間
1

595. 就業時間
7

596. 就業時間
7000

597. 就業時間
1

598. 就業時間
7

599. 就業時間
7000

600. 就業時間
1

601. 就業時間
7

602. 就業時間
7000

603. 就業時間
1

604. 就業時間
7

605. 就業時間
7000

606. 就業時間
1

607. 就業時間
7

608. 就業時間
7000

609. 就業時間
1

610. 就業時間
7

611. 就業時間
7000

612. 就業時間
1

613. 就業時間
7

614. 就業時間
7000

615. 就業時間
1

616. 就業時間
7

617. 就業時間
7000

618. 就業時間
1

619. 就業時間
7

620. 就業時間
7000

621. 就業時間
1

622. 就業時間
7

623. 就業時間
7000

624. 就業時間
1

625. 就業時間
7

626. 就業時間
7000

627. 就業時間
1

628. 就業時間
7

629. 就業時間
7000

630. 就業時間
1

631. 就業時間
7

632. 就業時間
7000

633. 就業時間
1

634. 就業時間
7

635. 就業時間
7000

636. 就業時間
1

637. 就業時間
7

638. 就業時間
7000

639. 就業時間
1

640. 就業時間
7

641. 就業時間
7000

642. 就業時間
1

643. 就業時間
7

644. 就業時間
7000

645. 就業時間
1

646. 就業時間
7

647. 就業時間
7000

648. 就業時間
1

649. 就業時間
7

650. 就業時間
7000

651. 就業時間
1

652. 就業時間
7

653. 就業時間
7000

654. 就業時間
1

655. 就業時間
7

656. 就業時間
7000

657. 就業時間
1

658. 就業時間
7

659. 就業時間
7000

660. 就業時間
1

661. 就業時間
7

662. 就業時間
7000

663. 就業時間
1

664. 就業時間
7

665. 就業時間
7000

666. 就業時間
1

667. 就業時間
7

668. 就業時間
7000

669. 就業時間
1

670. 就業時間
7

671. 就業時間
7000

672. 就業時間
1

673. 就業時間
7

674. 就業時間
7000

675. 就業時間
1

676. 就業時間
7

677. 就業時間
7000

678. 就業時間
1

679. 就業時間
7

680. 就業時間
7000

681. 就業時間
1

682. 就業時間
7

683. 就業時間
7000

684. 就業時間
1

685. 就業時間
7

686. 就業時間
7000

687. 就業時間
1

688. 就業時間
7

689. 就業時間
7000

690. 就業時間
1

691. 就業時間
7

692. 就業時間
7000

693. 就業時間
1

694. 就業時間
7

695. 就業時間
7000

696. 就業時間
1

697. 就業時間
7

698. 就業時間
7000

699. 就業時間
1

700. 就業時間
7

701. 就業時間
7000

702. 就業時間
1

703. 就業時間
7

704. 就業時間
7000

705. 就業時間
1

706. 就業時間
7

707. 就業時間
7000

708. 就業時間
1

2 育児休業給付金

(1) 支給要件

① 1歳未満の子を養育するために、育児休業を取得した被保険者であること（2回まで分割取得可）。

育児休業給付金の対象は、以下のア及びイいずれにも該当する休業です。

ア 被保険者から初日と末日を明らかにして行った申出に基づき事業主が取得を認めた育児休業。

イ 休業開始日から、当該休業に係る子が1歳（いわゆるパパ・ママ育休プラス制度を利用して育児休業を取得する場合は1歳2か月。さらに保育所における保育の実施が行われない等の場合は1歳6か月または2歳）に達する日前までにあるもの。⇒ 例1参照

- ・ 産後休業（出生日の翌日から8週間）は育児休業給付金の対象外です。
産後6週間を経過した場合で、当該被保険者の請求により、8週間を経過する前に産後休業を終了した場合でも、産後8週間を経過するまでは、産後休業とみなされます。
- ・ 休業開始後に他の子に係る産前産後休業又は育児休業や、介護休業が開始された場合は、それらの休業の開始日の前日をもって当初の育児休業給付は終了します。
- ・ 被保険者とは、一般被保険者と高年齢被保険者をいいます。

② 休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。

過去に基本手当の受給資格や高年齢受給資格の決定を受けたことがある場合は、それ以降のものに限ります。育児休業開始日前2年の間に、疾病、負傷等やむを得ない理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった期間がある場合は、当該理由により賃金の支払いを受けることができなかった期間を2年に加算することができます（合計で最長4年間）。

③ 一支給単位期間中の就業日数が10日以下または就業した時間数が80時間以下であること。

支給単位期間とは、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間）をいいます。

支給単位期間が1か月に満たない場合も、就業日数が10日または80時間以下かどうかで判断します。

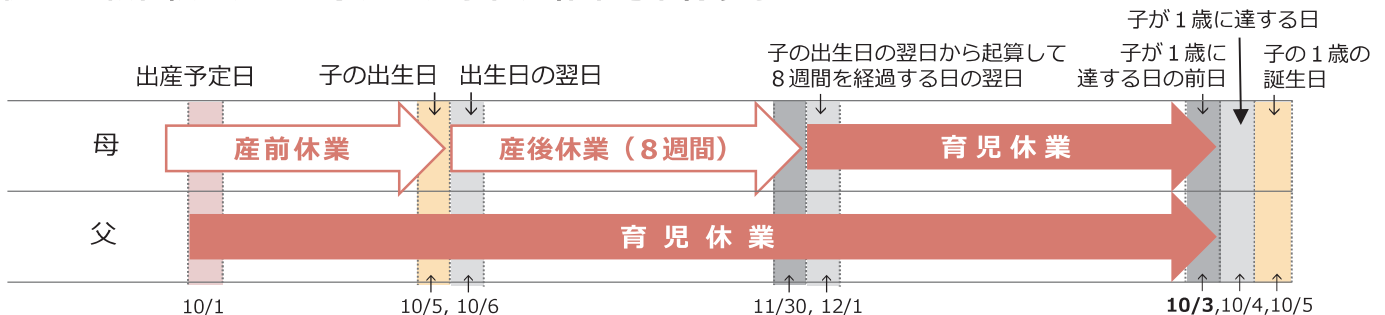
(期間を定めて雇用される方の場合)

④ 養育する子が1歳6か月に達する日までの間^{※1}に、その労働契約の期間^{※2}が満了することが明らかでないこと。

※1 保育所等で保育の実施が行われないなどの理由で、子が1歳6か月に達する日後の期間にも育児休業を取得する場合には、2歳に達する日までの間

※2 労働契約が更新される場合は更新後のもの

例1：被保険者が出産予定日から育児休業を取得する場合



出生時育児休業を取得せず、出産予定日から育児休業を取得することも可能です。

例 2：育児休業を3回に分けて取得した場合の3回目の休業

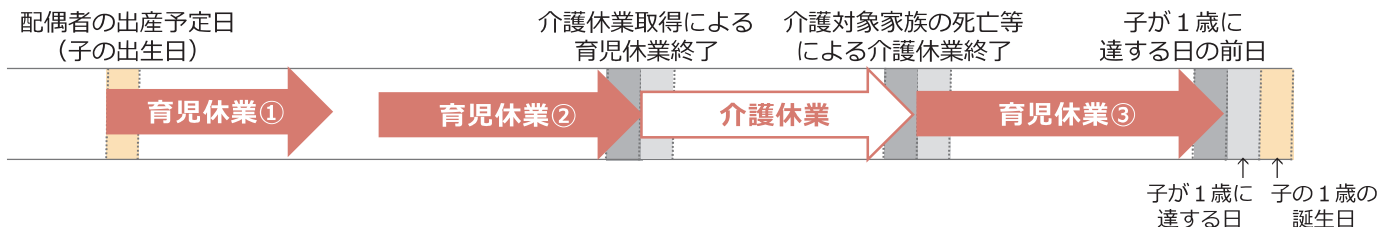


育児休業取得回数の例外 1：除外事由

3回目以降の育児休業は、原則給付金を受けられません。
ただし、以下の事由に該当する場合は、この回数制限から除外されます。

- 別の子の産前産後休業、育児休業、別の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合 ⇒ 例3参照
(当初の育児休業の申出対象である子が1歳6か月または2歳までの場合を含む)
- 育児休業の申出対象である1歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷等、婚姻の解消でその子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合
- 育児休業の申出対象である1歳未満の子が、負傷、疾病等で2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- 育児休業の申出対象である1歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申込みを行っているが、当面それが実施されない場合

例 3：介護休業を取得したため対象育児休業が終了し、
介護対象家族の死亡等により介護を行わなくなった場合

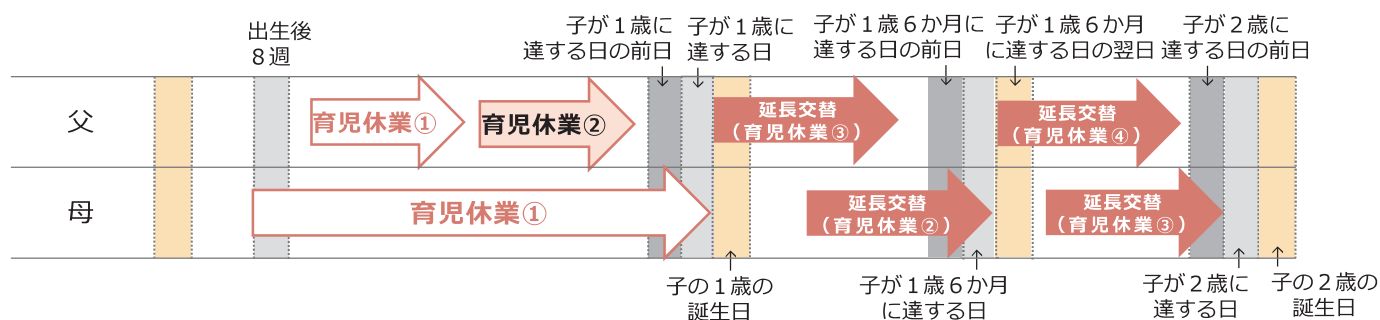


育児休業取得回数の例外 2：夫婦が交替して、または同時に育児休業を取得する場合

育児休業の延長事由（17頁参照）があり、かつ、夫婦交替で育児休業を取得する場合（延長交替）や夫婦同時に育児休業を取得する場合など以下のいずれにも該当する場合、**1歳～1歳6か月と1歳6か月～2歳の各期間中、夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金の対象となります。**
⇒ 例4-1～4-3参照

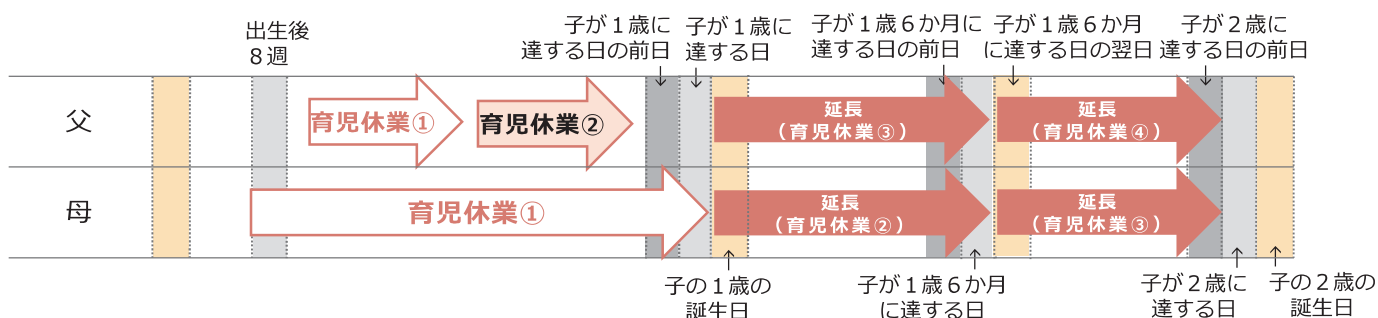
- 被保険者又は配偶者が、子が1歳（又は1歳6か月）に達する日に育児休業を行っていること
- 新たな育児休業期間の初日が、子が1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日であること、または配偶者が子が1歳（又は1歳6か月）に達する日後に育児休業を行っている場合であって配偶者の育児休業期間と接している若しくは重複していること

例 4 - 1 : 1歳未満の子について2回の育児休業をした後、延長事由に該当し、1歳に達する日後に夫婦交替で3回目以降の育児休業を開始する場合

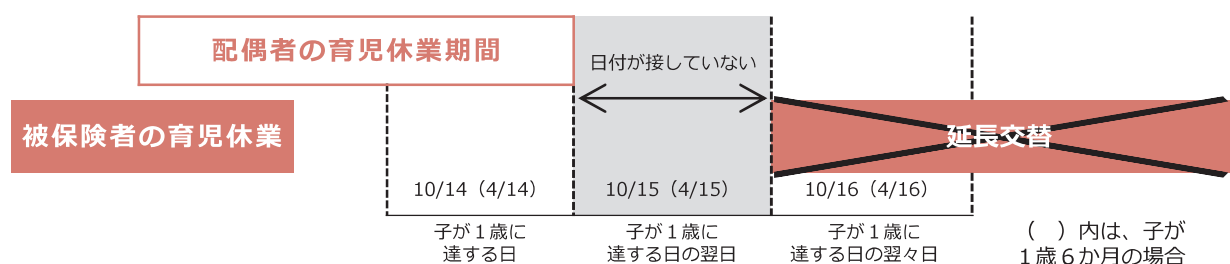


1歳以降の育児休業も夫婦1回ずつ延長交替できます。
 1歳から1歳6か月までの期間と、1歳6か月から2歳までの期間の、それぞれで配偶者が育児休業をしているため、延長交替として育児休業の取得が認められます。この場合、添付書類として確認書を提出いただく必要があります。
 延長交替の場合における「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」の記載方法については、別途リーフレットでご案内しています。詳しくはハローワークにお尋ねください。

例 4 - 2 : 延長事由に該当し、1歳に達する日後に夫婦同時に育児休業を開始する場合



例 4 - 3 : 延長交替の要件を満たさない場合



この例では、配偶者は子が1歳に達する日(10/14)に育児休業を行っていますが、被保険者の育児休業開始(10/16)は子が1歳に達する日の翌日となっておらず、配偶者の休業期間と接していないため、延長交替として育児休業の取得は認められません。

休業中の就業可能日数/時間数の取扱い

育児休業給付金の対象期間中、一時的・臨時的に就業することになった場合、一支給単位期間(11頁参照)中の就業した日数が、10日以下(10日を超える場合は80時間以下)である必要があります。なお、育児休業を終了した日の属する支給単位期間は、就業した日数が10日以下(10日を超える場合は80時間以下)であるとともに、全日休業している日が1日以上あることが必要です。

1か月間に11日以上就労した場合、その際の就労に対する賃金額を、次の子に係る育児休業を取得した際の育児休業給付金の支給額の算定に使用場合があります。その場合、次の子に係る育児休業給付金が現在の支給額に比べて少なくなる可能性があります。

(2) 支給額

支給額＝

休業開始時賃金日額^{※1}×支給日数^{※2}×67%（育児休業開始から181日目以降は50%）^{※3}

※1：

同一の子に係る最初の出生時育児休業又は育児休業開始前（産前産後休業を取得した被保険者の方が育児休業を取得した場合は、原則として産前産後休業開始前）直近6か月間（賃金支払基礎日数が11日未満の賃金月は除く。また、当該休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上かつ賃金月が6か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上である賃金月）に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く）の総額を180で除して得た額をいいます。

※2：

支給日数は、原則30日間。休業終了日の属する支給単位期間は、休業終了日までの日数です。また、**支給単位期間の途中で離職した場合、喪失日の属する支給単位期間の前の支給単位期間までが支給対象です。**

※3：

出生時育児休業給付金が支給された日数は、育児休業給付金の給付率67%の上限日数である180日に通算されます。181日目以降は給付率50%となります。

■ 支給上限額（令和6年7月31日までの額）

休業開始時賃金日額の上限額は15,430円、下限額は2,746円となります。

支給日数が30日の場合の支給上限額と支給下限額は以下のとおりです。

（給付率67%）支給上限額 310,143円 支給下限額 55,194円

（給付率50%）支給上限額 231,450円 支給下限額 41,190円

支給下限額は育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われなかった場合の額であり、以下の例のとおり、育児休業中に支払われた賃金額によってはこの額を下回ることがあります。

■ 育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われた場合

支払われた賃金の額	支給額
「休業開始時賃金月額」の13%（30% ^{※1} ）以下	休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数 × 67%（50% ^{※2} ）
「休業開始時賃金月額」の13%（30% ^{※1} ）超～80%未満	休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数 × 80% - 賃金額
「休業開始時賃金月額」の80%以上	支給されません

※1 育児休業の開始から181日目以降は30%

※2 育児休業の開始から181日目以降は給付率50%

例：休業開始時の賃金日額は7,000円（賃金月額は210,000円）

産後休業に引き続き育児休業を取得し、6か月経過後の支給単位期間に、

- 賃金が支払われていない場合

支給額 = 7,000円 × 30日 × 50% = 105,000円

- この期間に賃金150,000円が支払われた場合（支払われた賃金が休業開始時賃金日額×休業期間の日数の31%～79%）

支給額 = 168,000円 - 150,000円 = 18,000円

休業開始時賃金月額の80%
= 7,000円 × 30日 × 80%
= 168,000円